

司書教諭
履修の手引

学校図書館司書教諭

履修の手引

1 学校図書館司書教諭資格コースについて

学校図書館とは、「学校図書館法」（昭和28年交付）の規定（第2条）に基づいて、小学校・中学校及び高等学校において設置された図書館である。司書教諭は同法（第5条）で規定された学校図書館の専門的職務を掌る教諭であって、学校図書館には必ず置かなければならない専門的職員である。

司書教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。本学の学校図書館司書教諭資格コースは、この講習を代行するものとして開講されるものである。司書教諭の資格を取得しようとする者は、在学中に教職課程を履修して、卒業時に中学校あるいは高等学校の教員免許状を取得し、かつ「学校図書館司書教諭講習規程」（第3条）に規定する科目及び単位を修得した上で、文部科学省に申請しなければならない。この申請に関する書類及び手続等については、後述する事項に留意すること。

2 学校図書館司書教諭資格コース履修について

- (1) 学校図書館司書教諭資格コース履修に当たっては、その基礎資格として「教員免許状を取得する者」となっているが、教職課程を履修する者は、併せて同時に学校図書館司書教諭資格コースを履修することが望ましい。
- (2) 司書教諭の資格を取得しようとする者は、教員免許状を取得し、かつ下表の科目及び単位を履修しなければならない。

司書教諭の資格取得に必要な履修科目及び単位数

科 目	単位数	計
学校経営と学校図書館	2	10
学校図書館メディアの構成	2	
学習指導と学校図書館	2	
読書と豊かな人間性	2	
情報メディアの活用	2	

3 本学における学校図書館司書教諭資格取得に関する専門教育科目

講習規程		本学開講	
科 目	単位	科 目	単位
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2

4 学校図書館司書教諭資格コース履修登録手続について

「学校図書館司書教諭」履修希望者は「教職課程履修登録届」の該当欄に記入すること。
学校図書館司書教諭資格コースを履修することができる者は、教職課程を履修中の者に限る。

5 「学校図書館司書教諭講習修了証書」の交付申請手続について

本学の学校図書館司書教諭資格コースにおいて開設されている所定の科目及び単位を修得した者については、「学校図書館司書教諭講習修了証書」の交付を申請する資格が与えられる。
 ただし、教員免許状を取得していることが学校図書館司書教諭資格の条件となっている。申込み方法については11月下旬～12月上旬に説明会を行うので、必ず出席すること。
 なお、「学校図書館司書教諭講習修了証書」は、文部科学省より下付され、その交付は卒業後になる。

学校図書館司書教諭科目一覧表

	2年次から開講		3年次から開講		4年次から開講		備 考
	授 業 科 目 名	単 位 数	授 業 科 目 名	単 位 数	授 業 科 目 名	単 位 数	
各学類共通	学校経営と学校図書館	2					10単位 必 修
	学校図書館メディアの構成	2					
	学習指導と学校図書館	2					
	読書と豊かな人間性	2					
	情報メディアの活用	2					

[備考] は必修科目を表す。

(注) 学校図書館司書教諭に関する科目は、卒業要件及び履修制限単位数に含まない。